

## 関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別） 申請書（C-1003）

- (1) 「輸入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。
- (2) 提供する担保が個別担保の場合は、「提供した担保」欄の「担保期間」欄を抹消する。
- (3) 提供する担保が据置担保の場合は、「提供した担保」欄の「担保期間（債権発生期間）」を記入する。

なお、第2回目以降の納期限延長の際には、「担保の種類」の欄に（据置）担保預り証番号を記載することで、担保の提供があったものとする。

## 関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括） 申請書（官署別）（C-1004）

- (1) 標題中「官署別」とは、一の税関官署で使用する据置担保を提供して申請する場合であることを示す。
- (2) 「輸入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。
- (3) 据置担保を提供した後の第2回目以降の包括納期限延長申請の場合は、「担保の種類」の欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があったものとする。

## 関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書 （一括）（C-1005）

- (1) 標題中「一括」とは、一括担保を提供して申請する場合であることを示す。
- (2) 「**輸入者符号**」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。
- (3) 据置担保を提供した後の第2回目以降の包括納期限延長申請の場合は、「**申請理由**」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があったものとする。
- (4) 「**申請先**」欄には、該当する官署にレ印を記載する。なお、官署名の記載のない場合は、適宜、記載して差し支えない。